

麻生区役所会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、麻生区役所が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員（次項に定める会計年度任用職員を除く。）の給料又は基本報酬の額は、別表第2に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

2 月額又は日額で支給する会計年度任用職員のうち別表第3に定める会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、同表に定めるとおりとする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 半日を単位として年次休暇を受けることができる会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員以外の職員とする。

(1) 埋火葬許可業務等会計年度任用職員

2 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、次の各号に掲げる会計年度任用職員については、当該各号に定める時刻で区分するものとする。

(1) マイナンバーカード交付会計年度任用職員 13時00分（A勤で勤務

する日に限る。)

(2) タブレット入力支援等業務会計年度任用職員

ア 11時30分(8時30分から15時15分まで勤務する日に限る。
)

イ 12時30分(9時30分から16時30分まで勤務する日に限る。
)

ウ 13時00分(10時15分から17時15分まで勤務する日、又は
10時30分から17時15分まで勤務する日に限る。)

(3) 被保護者自立生活支援相談員

ア 11時00分(8時30分から15時15分まで勤務する日に限る。
)

イ 14時00分(10時30分から17時15分まで勤務する日に限る。
)

(4) 生活保護調査事務会計年度任用職員

ア 11時00分(8時30分から15時15分まで勤務する日に限る。
)

イ 14時00分(10時30分から17時15分まで勤務する日に限る。
。)

(5) 生活保護年金専門員

ア 11時00分(8時30分から15時15分まで勤務する日に限る。
)

イ 14時00分(10時30分から17時15分まで勤務する日に限る。
。)

(6) 麻生区役所区民課証明交付業務等会計年度任用職員

ア 11時30分(8時30分から15時15分まで勤務する日、又は8

時 30 分から 15 時 30 分まで勤務する日に限る。)

イ 12 時 30 分 (9 時 30 分から 16 時 30 分まで勤務する日、又は 9 時 30 分から 16 時 45 分まで勤務する日に限る。)

ウ 13 時 00 分 (10 時 00 分から 17 時 15 分まで勤務する日、10 時 15 分から 17 時 15 分まで勤務する日、又は 10 時 30 分から 17 時 15 分まで勤務する日に限る。)

(委任)

第 5 条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、麻生区長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
交通安全対策員	(1)区民に対する交通安全思想の普及啓発に係る補助業務 (2)区民に対する交通安全教育に係る補助業務 (3)その他危機管理担当の所管に係る補助業務	1	危機管理担当	危機管理担当	28時間 45分	8:30~17:00までの間で6時間45分を超えない範囲内で定める時間 ただし9:15~16:00を原則とする。 (休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
埋火葬許可業務等会計年度任用職員	(1)埋火葬許可証の発行に関する業務 (2)戸籍届関係書類の受領に関する業務 (3)その他、区長が必要と認める業務	10	まちづくり推進部 総務課	まちづくり推進部 総務課	業務に従事するために必要と認める時間	業務に従事するために必要と認める時間 (休憩なし)	業務に従事するために必要と認める日	勤務が割り振られない日
住民組織活動支援業務 会計年度任用職員	(1)川崎市町内会・自治会活動応援補助金の制度に関する相談、書類審査、会計処理等に関する業務 (2)その他必要な業務	1	まちづくり推進部 地域振興課	まちづくり推進部 地域振興課	28時間 45分	9:30~16:15 (休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日

社会教育指導員	(1)社会教育事業の企画・実施に関する業務 (2)社会教育関係団体の育成に関する業務 (3)学習情報の収集・整理・提供に関する業務 (4)学習相談に関する業務 (5)広報活動に関する業務 (6)麻生市民館・岡上分館の指定管理者のモニタリングに関すること (7)その他必要な業務	1	まちづくり推進部 生涯学習支援担当	まちづくり推進部 生涯学習支援担当	29時間	9:00~17:15 (休憩 12:00~13:00)	1週間のうち4日	4週間を通じて12日
マイナンバーカード交付会計年度任用職員	(1)マイナンバーカード交付に関する業務 (2)その他必要な業務	3	区民サービス部 区民課	区民サービス部 区民課	29時間	ローテーション勤務 A勤 8:30~17:15までのうち7時間15分 (休憩 勤務時間の途中において1時間) B勤 8:30~17:15までのうち3時間(休憩なし) C勤(土曜) 8:30~12:45(休憩なし)	土曜勤務がない週 A勤を月~金のうち4日 土曜勤務がある週 A勤を3日、B、C勤を各1日	土曜勤務がない週 土曜日、日曜日及び指定する曜日 土曜勤務のある週 日曜日及び指定する曜日
タブレット入力支援等業務会計年度任用職員	(1)タブレット入力支援に関する業務 (2)フロア案内に関する業務 (3)その他必要な業務	3	区民サービス部 区民課	区民サービス部 区民課	28時間45分	A勤 8:30~17:15までのうち5時間45分 B勤 8:30~17:15までのうち6時間15分 C勤 8:30~17:15までのうち6時間 D勤(土曜) 8:30~12:45 (休憩 勤務時間の途中において1時間 D勤は休憩なし)	土曜勤務がない週 A勤を5日 土曜勤務がある週 B勤を2日、C勤を2日、D勤を1日	土曜勤務がない週 土曜日、日曜日 土曜勤務のある週 日曜日及び指定する曜日

麻生区役所 利用者支援 業務会計年 度任用職員	(1)子育て家庭の個別ニーズの把握に関する業務 (2) 個別ニーズに応じた適切な教育・保育施設、地域型保育等の情報収集及び提供並びに利用支援に関する業務 (3)その他必要な業務	1	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 児童家庭課	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 児童家庭課	28 時間 45 分	9:00~15:45 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週 5 日	土曜日及び日曜日
福祉事務所 医療・介護 扶助会計年 度任用職員	(1)医療・介護指定申請等の事務処理に関する業務 (2) 長期入院・外来患者の把握及び承認期間の確認に関する業務 (3)診療報酬明細書の点検及び振り分けに関する業務 (4) 医療・介護扶助の過誤調整事務に関する業務 (5) その他の医療・介護扶助関係の補助業務	1	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護課	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護課	28 時間 45 分	9:00~15:45 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週 5 日	土曜日及び日曜日
被保護者自立生活支援 相談員	(1)面談による相談支援 (2)生活保護受給者等就労自立促進事業を活用した就労支援 (3)公共職業安定所の利用に係る支援 (4)就労支援事業等の情報提供及び利用勧奨 (5)採用面接に係る事前指導等 (6)就労後の定着支援 (7)その他、本事業の目的を達成するために必要な業務及び所属長が命ずる業務	2	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護課	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護課	週 5 日 勤務の場合 合 28 時間 45 分 週 4 日 勤務の場合 合 29 時間	所属長が定めた次のいずれかの勤務時間 週 5 日勤務の場合 (1)8:30~15:15 (2)9:00~15:45 (3)10:30~17:15 (休憩 勤務時間の途中において 1 時間) 週 4 日勤務の場合 9:00~17:15 (休憩 勤務時間の途中において 1 時間)	月曜から金曜までのうち週 4 日又は 5 日	週 5 勤務の場合 土曜日、日曜日 週 4 勤務の場合 土曜日、日曜日及び指定する曜日

生活保護調査事務会計年度任用職員	(1)収入・資産状況等資力調査に関する業務 (2)扶養義務者への扶養能力調査に関する業務 (3)戸籍調査、関係先等の調査に関する業務 (4)その他保護の実施等に関する補助業務	3	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護課	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護課	週5日勤務の場合 28時間45分 週4日勤務の場合 29時間	所属長が定めた次のいずれかの勤務時間 週5日勤務の場合 (1)8:30～15:15 (2)9:00～15:45 (3)10:30～17:15 (休憩 勤務時間の途中において1時間) 週4日勤務の場合 9:00～17:15 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	月曜から金曜までのうち週4日又は5日	週5勤務の場合 土曜日、日曜日 週4勤務の場合 土曜日、日曜日及び指定する曜日
生活保護年金専門員	(1)年金受給資格調査に関する業務 (2)年金事務所への同行訪問に関する業務 (3)年金に関する手続きに伴う援助業務に関する業務 (4)年金制度に関する研修業務に関する業務 (5)その他年金に関することの相談に関する業務	1	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護課	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護課	週5日勤務の場合 28時間45分 週4日勤務の場合 29時間	所属長が定めた次のいずれかの勤務時間 週5日勤務の場合 (1)8:30～15:15 (2)9:00～15:45 (3)10:30～17:15 (休憩 勤務時間の途中において1時間) 週4日勤務の場合 9:00～17:15 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	月曜から金曜までのうち週4日又は5日	週5勤務の場合 土曜日、日曜日 週4勤務の場合 土曜日、日曜日及び指定する曜日
麻生区役所区民課証明交付業務等会計年度任用職員	(1)戸籍全部事項証明、戸籍個人事項証明、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、その他諸証明等の交付に関すること。 (2)区民課フロアにおける、手続き窓口の案内・誘導、届書・請求書等の記載案内、手続きに必要な添付書類・身分証明書等の案内、記載台等の整理整頓・申請	2	区民サービス部区民課	区民サービス部区民課	28時間45分	ローテーション勤務 A勤 8:30～17:15 までのうち5時間45分 B勤 8:30～17:15 までのうち6時間15分 C勤 8:30～17:15 までのうち6時間 D勤(土曜) 8:30～12:45 (休憩 勤務時間の途中において1時間 D勤は休憩なし)	土曜勤務がない週 A勤を5日 土曜勤務がある週 B勤を2日、C勤を2日、D勤を1日	土曜勤務がない週 土曜日、日曜日 土曜勤務のある週 日曜日及び指定する曜日

	書補充等に関する こと。 (3)その他所属長か ら命じられたこ と。							
--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 勤務日が休日に該当した場合に特に勤務することを命ずる職については、別表第1の付表に定めるところによる。

別表第1の付表

休日に特に勤務することを命ずる職

職名	特に勤務することを命ずる休日
マイナンバーカード交付会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)
タブレット入力支援等業務会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)
麻生区役所区民課証明交付業務等会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)

別表第2(第3条関係)

会計年度任用職員(月額)の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
交通安全対策員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
住民組織活動支援業務会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
社会教育指導員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
マイナンバーカード交付会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
麻生区役所利用者支援業務会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
タブレット入力支援等業務会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
福祉事務所医療・介護扶助会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
被保護者自立生活支援相談員	D	行政職給料表(1)1級30号給~35号給
生活保護調査事務会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給

生活保護年金専門員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
麻生区役所区民課証明交付業務 等会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給

別表第3（第3条関係）

会計年度任用職員（月額又は日額）の給料又は基本報酬の額

職名	支給単位	給料又は基本報酬の額	地域手当又はこれに相当する報酬を加えた額
埋火葬許可業務等会計年度任用職員	月額	863円	1,001円